

与えられた時間を精一杯使って、伊賀市が（文化政策において）今から立ち向かうべき方向、文化を中軸とした政策を推進するための基本的な考え方をお話したい。

伊賀市は、「文化振興条例」「文化振興計画」「文化振興審議会」の3点セットの完成に向かって進んでいます。条例、計画、審議会を持っているという位置づけはなにか。そもそも図書館や公民館、博物館など、劇場音楽堂と言われる文化ホールは、国がやるべき事務を地方公共団体が代わってやるという法定受託事務ではない。地方自治法上で言う、自主的及び主体的に行う自治事務です。

法定受託事務は何かというと、都道府県の代わりにやるものもあるし、国の代わりにやるものもある。典型的なのは国会議員選挙です。伊賀市の選挙管理委員会がやるものではないので、交付金も支払われる。本来国の責任でやるべきものを地方公共団体が代わってやる。これらのほかに自治事務がある。

市民から見たときに、どれが本来、市がやるべきことなのかわからない。都道府県の業務の6割強は国の代わりにやっている。市町村の業務の5割5分ぐらいは、国、都道府県の代わりにやっている。

今申し上げる図書館や博物館、公民館、劇場音楽堂の経営は、自治事務です。えっと思われませんか。図書館法や博物館法、社会教育法（公民館）があるのにも思えるかもしれない。しかし、図書館法というのは、地方交付税交付金がほしければ図書館法に準拠したものを作らなくてはいけないという基準法。

図書館を持っていない自治体もある。博物館も、博物館法に定められた博物館でないと、地方交付税交付金はもらえない。博物館法準拠でない博物館はたくさんある。まちかど博物館というのは正式には博物館ではない。法律は基準を示すものであって、名称にだけ図書館、博物館、公民館と名前がついていても、地方交付税は支払われない。

図書館、博物館、公民館、文化ホールを運営するのはすべて自治事務です。自治事務であるということは、法律に代わる条例がなくてはならない。しかし、多くの自治体で条例はなく、慣例慣習的にやっていて、予算も単年度執行を繰り返している。だから、首長が替わったり議会の構成メンバーが替わったりすると、あるいは税収が急に変動したとなると、一番に文化行政が影響を受ける。これは、文化とは、時間的なまたは経済的な余裕のある人が対象となるものだという誤った考えに基づいているからだ。それならば、「図書館は貸本屋か」「公民館は公設のカルチャーセンターか」「博物館は観光施設か」「劇場音楽堂は公設の演芸場か」などということになってしまうが、そうではない。これらは社会教育施設だ。社会教育の責任を持った教育機関であるべきだ。それらの中でももっとも意識されにくいのが劇場音楽堂だ。伊賀も合併のときにいくつか文化ホールが併存することになってしまっている。

劇場音楽堂は、劇場音楽堂（の活性化に関する）法ができて、準社会教育施設だということになった。しかしながら地方公共団体としての主体的かつ自主的な基準を定めた行動規範条例、計画、その監視装置としての審議会を持たない限り、文化政策はふらふらと揺れるものになってしまう。

現在の伊賀市の文化行政に対する理解が、安定的に長く続くことを期待したいが、条例という規律があれば、文化行政を不安定化させることを防ぐことができる。その実効性のある規範が条例だ。

公益というのは公共の利益のことだ。これから伊賀市でやろうとしている文化行政は、公益を追求する事業だ。公益というのは一般的に不特定多数の第三者利益と定義される。特定階層だけではだめ、多数であるべき、そして第三者の利益でなくてはだめ。当事者ではだめ。しかし、これをひっくり返さなくてはならない場合もある。

伊賀市の文化行政について、条例を作って、審議会を作ってやろうとするときに、観光関係者などが、「文化振興は観光にも役立つ」というようなことを言われることがある。確かにこれも不特定多数の第三者利益だ。これをパブリックインタレスト（経済的公益）という。

もうひとつの公益は、パブリックベネフィット。福祉的公益だ。この二つを混同してはいけない。パブリックベネフィットは、不特定多数の第三者利益ではない場合もある。見かけ上、特定少数の当事者利益に見えることもあることに注意しなくてはならない。

例えば社会福祉的に、社会の少数者、社会的に弱い立場の人たちにより手厚く資源の再分配をするということも大事。資源配分を弱いところに手厚くする。強いところからは、逆に料金や税収をとる、ということをや。文化政策においてもパブリックベネフィットの思想をもった政策が重要であり、それに対応するのは市民の文化的人権保障政策だ。

文化政策の基盤は文化の人権保障だ。1970年代にすでに国際社会では文化は人権だという考え方は承認されている。

1948年の世界人権宣言で、「文化的に生きる権利」という条項がある。そのあとの国際人権規約にもある。日本は、国際人権規約を批准していながら、国内法を整備してこなかった。

女性差別撤廃条約も批准しているのに、男女共同参画基本法ができたのは、それから何年たってからだっただろうか。

児童の権利条約の批准も同じで、国内の実体法を改めて整備したのは何年たってからか。日本も国連の人権理事会から定期勧告を受けている。例えば、非嫡出子という規定があるのは児童の権利条約違反だ。どのように生まれても子どもを差別してはいけない。

日本は、文化に関する国際条例を批准しながら、永く文化基本法を持たない国であった。ようやく文化芸術振興基本法が2001年にできた。しかし、これも完全なものではなく、社会的格差を解消するという記述には至らず、地理的格差の解消のみの記述だった。暇とお金と健康と家族を4つの幸せとすると、時間、経済、健康、社会的関係という幸福要因に恵まれていることであるが、その反対は貧困の指数となる。4つの貧困を放置したまま、それら

に恵まれている側の人たちのための生涯学習に公的予算を使うということが、果たして有効に社会の再生産につながっているのか。それらに恵まれている受益者としての中高年に対しては、できるだけ赤字にならないようむしろ適正な料金や手数料をもらってほしい。

文化芸術振興基本法はその後「文化芸術基本法」と改正された。文化芸術基本法第2条では、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」と規定されている。ここに、福祉、教育ということがしっかり明記された。

旧法では地域的偏差のことしか言っていなかったのに、(芸術基本法では)「年齢、障害の有無、経済的状況」までを包含して記述している。文化的人権保障の精神がきちんと本法に書き込まれたということだ。また、旧法は理念的な法律であったが、新法は実体法的な法律に近づいたと言われている。

各地方公共団体も、自治体の文化条例を作って、市民の文化的人権保障の具体的な内容を定めなくてはならないということになる。国の法律では国や文化庁のすることが定められている。さらに新法では、地方公共団体においても、国の基本計画と同じように基本計画を定めることをお勧めしますという記述になっている。文化審議会も設けるように努力することともなっている。

ここで、パブリックベネフィットを意識しているのが、「教育、福祉」という記述である。パブリックインタレスト(経済的公益)を意識しているのが、「まちづくり、観光、産業」ということになる。

パブリックベネフィット(福祉的公益)は、公平平等で緻密であることを求める。パブリックインタレストは、選択的、集中的、あるいは宿命的なものもある。このふたつは立脚する基本理論が違う。

パブリックベネフィット、人権としての文化政策ということでは、まず分野別の公平性が必要だ。文化というと劇場音楽堂、文化ホールでやっていることがすべてだと勘違いしてしまうことがある。あれは、演劇や音楽という分野。じゃあ美術はどこでやる。造形はどこでやる。映像芸術はどこでやる。舞踊はどこでやる。若い子たちはとてもダンスがうまい。ダンスで全国優勝する堺市の登美丘高校、公立だが、あれは教育の力だ。

今の50代はリコーダー世代。次の世代は鍵盤ハーモニカ世代。いずれも管楽器や鍵盤が弾ける。僕たち60年代後半の世代は楽器が手に入らず、ピアノもごく一部の恵まれた家庭。楽器が弾けるといえるのは家庭的経済格差の表れだった。今の子に、じゃあなにができるのかと聞かれて「先生たちの世代はハーモニカ」と答えると、ハーモニカが吹けるなんてかっこいいと言われてとまどうが。

自治体文化行政と教育との連携はとても大切。小学生の低学年から高学年まで、いろいろ

な芸術体験をさせることが大切だ。それが職業選択の幅も広げる。芸術は、右脳の発達を促す。右脳の発達は、受験勉強とはちがい、相手の立場になって考えることや想像することや演技力、社会性につながる。子どもたちの隠れた能力を引き出す、あるいは発揮していた能力をさらに磨くことが大切だ。小中学校で社会教育的支援がどのようにできるか、音楽、美術、工芸、舞踊など、もっと考え直してみようではありませんか。

ほかに、男女でなんらかの格差は生まれていないか、ゼロ歳から修学前の子どもたちは、どのような芸術供給を受けているか。子どもは湯水のように供給されるさまざまな芸術や文化から、好きなものとそうでないものを選択していけばいい。強制する必要はない。しかし、機会は豊富につくる。そこで代代的な格差は生じていないか。どの階層が公共政策としての芸術文化供給の恩恵を受けているか。現状は中高年だ。果たしてそれでいいのだろうか。

私は滋賀県の文化審議会の会長をこの6月までやっていた。びわ湖ホールは今大きな変革期に入っているのだが、市内の私立病院に出張派遣する演奏会をしている。小型編成のびわ湖ホールアンサンブルとか、びわ湖ホール混声合唱団とか。滋賀県の芸術家育成事業で入賞したアーティストが行く。

福祉施設にも行く。滋賀県は障がい者を対象とした、「アールブリュット」という概念の障がいの有る無しを問わず、作品の優劣を問わず作品の質を見つめようということをやっている。今の時代の芸術の本質を皆で共有しようという精神だ。草津市もその方向だ。

アートこそ、障がい者とか低所得者とか社会的関係に恵まれていない人たちに対して、重点的に配給されるべきだ。小学校に出張しますというようなアウトリーチ（出張）、びわ湖ホールに見に来てもらうというインリーチ（招待）。滋賀県では小学校のすべての子どもが、卒業するまでに1回はホールでオペラの序幕を見ることになる。

文化芸術基本法には、経済格差、地理的格差、障害の程度、国籍の問題など、すべてを克服しなくてはならないという精神が盛り込まれている。劇場音楽堂活性化法は、文化芸術振興基本法が文化芸術基本法にかわった大きな引き金になったとよく言われる。劇場音楽堂活性化法には「劇場音楽堂は教育機関と連携しなくてはならない」という記述がある。文化ホールはそれまでは地方自治法上の「公の施設」という大きなくりに入っていた一般施設だった。社会教育法上の制約もない。その書きぶりでは準社会教育施設になってきたなと私は感じている。

社会教育施設であれば、社会教育法23条の適用を受けるので、政治活動、宗教活動、営利活動に使うことはできなくなる。今の劇場音楽堂は販売などの営利活動に使ってもいい。宗教活動や政治活動に使ってもいい。

むしろ、とても広範な位置づけなので、逆に社会教育活動に使うということが見失われがちだ。それを思い出させるためにか、教育機関と連携しなさいということが書かれている。福祉機関との連携もある。医療機関との連携も。地域コミュニティの活性化のためにも、劇

場は活動しなくてはならない。ひわ湖ホールはそれを先取りしていた。

国の法律は先進的、先端的にがんばってきた自治体の成果を後追いで変わってきている。劇場音楽堂活性化法のモデルとなったのはひわ湖ホールだった。

のちに、ひわ湖ホールのような巨大で立派な大ホールは、事業費も10億円近く使える都道府県の話だろうと、うちのような人口10万人の町では無理ですよというような自治体も出てきたが、さにあらず。

岐阜県可児市のアーラ (ala)。ここは行き場のない子どもたちの受け皿となり、居場所を提供する。どこにも居場所のない子はアーラに来なさい。職員が話し相手になりますよと、不登校の子を受け入れた。

仙台の南の方にある仙南芸術文化センター、「えずこホール」と呼ばれているが、えずこというのは子どもを入れる籠のこと。このえずこホールが、不登校の中高生を集めてミュージカル劇団をつくり、彼らの社会復帰を応援しているというので一時は非常に有名になった。

(アーラも、えずこホールも) モデルはイギリスのウエストヨークシャー・プレイハウス (リーズ市)。公立の劇場です。かつてリーズは、日本ではとても見られないようなひどく荒廃した町で、中国系やアフリカ系のイギリス植民地から帰ってきたような子どもたちが大量にいた。女の子は6年生を卒業するまでに1回は妊娠して墮胎している。男の子は7~8割が麻薬経験者。そういう子どもたちをどうやって社会復帰させるか。そのプログラムが演劇だった。受け入れて1年たったら、その子どもたちをリーダーにして、次の子どもたちを指導させる。学校ともつながりを持っていて、この子は今このプログラムでがんばっているという報告をし、学校も彼らの復帰を待っている。

日本にそんな演劇ホールがあるだろうか。子どもの人生からの転落を防止するための装置としてホールが機能するということが、日本であっただろうか。ヒマとお金と体力と家族に恵まれた人の単なるお楽しみ場となっていないか。このように社会を再生させるための福祉的機能こそがホールに必要なのではないか。

今必要なのはそういう福祉的公共文化政策ではないか。一方で豊かでお金を持っている人が劇場を利用するときは適正な料金を回収する。それが社会政策というものだ。改めていうと、劇場音楽堂活性化法の、教育や福祉との連携、これらが文化芸術基本法の精神だ。

文化芸術振興基本法が2001年。次に劇場音楽堂活性化法があり、その後2016年に新法(文化芸術基本法に改正)。さらに障害者のための芸術活動促進法が2018年にできた。これは非常に画期的な法律で、障害者団体の動きも大きい。障害者に関する基本条約に日本は批准している。日本はいろんな条約を次々と批准していくが、ようやく文化に関する人権の認識に到達したといえるだろう。次は子どもの文化芸術活動促進法が生まれてくる可能性が高い。

それらをふまえて伊賀市が求めようとしているのは、まずは文化的人権を保障できる体制をきちっと作っていくこと。そのことによって市民の文化的な実力、厚みができてくる。高校生に投資をすると5年後に結果が表れる。中学生なら10年後。小学生に投資をすれば15年後に返ってくる。さらに乳幼児なら25年後ぐらい。どこに力点を置くか。目先の顕在的な需要（ディマンド）、大きな声の期待に応えるのか、そればかりだといずれ町はやせてくる。

今いちばん世代的に弱者となっているのは高齢者だろうか、むしろ、子どもだ。乳幼児、その次に小学生。7人に1人は貧困家庭の子どもたち。5世帯に1世帯は就学援助の適用を受けなければ学校にいけない家庭の子どもたちという統計的事実がある。これが現実で、苦しんでいる子どもたち、自分たちが苦しいことさえ自覚できていないような子どもたちに、アートへのアクセス権を保障していくことが大事じゃないか。それがひいては子どもたちの職業選択の幅を広げることとなる。

さて、全盛期だった日本のアニメが、すでに凋落の時代に入っていることはご存じだろうか。なぜか。それはこの国が芸術への投資をしなかったからだ。

去年のアカデミー賞だっただろうか、韓国の映画「パラサイト」が受賞した。韓国の映画産業への国家予算は日本の約10数倍だ。

アニメは、中国生産のすぐれた作品が国際市場に出始めている。20年ほど前に中国はアニメ産業発達のための大学、大学院を多数作っていた。しっかりと人材を育てていた。その人材がマーケットに出てきている。中国のすてきなアニメが出てきているが、それは日本のものとかかなり似ている。技術は日本のものを使っているから。

アニメの技術をいかに守るか、著作権でいかに戦うかということも必要になる。私たちはパテントにもっと価値意識を持たなくてはいけない。知的産業に対する敬意が必要だ。

改めて強調したい。伊賀市の中長期的な成長、未来のために文化投資をするという思想を持ちませんか。そのためには子どもたち、弱い立場の人たちにこそ投資をする、そのような伊賀市の自治体文化政策であってほしい。

(資料11ページ)

左の図。縦軸が都市文化及び歴史文化で、選択的、重点的、垂直的なもの。これは政治的な決断と市民的な団結がなければできない。観光協会や文化都市協会や行政、みんな一丸となつてやらないと成功しない。なんで選択的かというと、あく迄例示ではあるが、「芭蕉の町伊賀」を売り出すときに、芭蕉だけじゃない、服部半蔵もいる、いや他にもあるなどと無数に言い出すと、伊賀にはいろんなものがあり、歴史は旧石器時代からやらなくてはならなくなる。それではなにもできなくなる。芭蕉なら芭蕉と決めて、選択的、集中的、重点的な投資と決断、行動をしなくてはならない。そのときに公平平等でやってくれとなるとどっちつかずになる。それぞれがわがままを言わず、よし今回はこれでいこうとおもしろがるよう

な開放的で陽的な市民の気風がほしい。単に批判ばかりで、愚痴をこぼすだけの町では衰退する。

(11ページの)

下には歴史的文化施策とある。伊賀市はやはり芭蕉を選ばざるを得ない。他がいいとは言えない、これは伊賀の宿命のような政策。伊賀の歴史、風土だ。

しかし、市民文化や地域文化に関わる水平的政策は、公平平等に行う。穴が空いてはいけぬ。地域的な偏差が起こってはいけぬ。伊賀市は特に広いからある地域は得をして、ある地域は損をするようなことはいけぬ。

これが私の言っている自治体文化政策の見取り図だ。伊賀市の文化行政の基本的な視点についておわかりいただけたらどうか。

自治体文化政策は、華やかな政策ではない。むしろ弱いところ、穴が空いているところに、重点的に目を向けるということがまず大事。基礎力が出てきて人が育ってきたら、そのときこそ大きな仕事をやらないかとか、芭蕉さんを使って例えば俳句六大学大会や俳句児童大会をやってみようかとかあってもいいなと思う。

芭蕉などで垂直的選択的にやろうと思えばさまざまな意見が出るから、その前に水平的な公平平等なことをしっかりとやっておかなくてははいけぬ。急がば回れ、まずは公平平等な文化投資をしておく。下半身を鍛えておく。下半身がしっかりしていれば、実験的な都市文化政策をやる力が生まれてくる。

それから、おもしろそうだからやってみようという人が必要。汗をかいて動く人がいる。さらにコーディネーター、ファシリテーターがいる。そういう市民の中のお世話焼き、やってみたり屋さんが出てくる町が、何らかの発展、爆発効果を生み出せる。評論家ばかりの町はだめだ。小高い高みに立って批判をする人ばかりで町は動くだろうか。子どもや若者はそういう見方はしない。アクティブなプロデューサーやコーディネイトができる人材を育成することも文化計画に入れていくといい。人材の育成というと芸術家の育成かとおもわれるが、そうではない。芸術家を自治体で育てるのは難しい。芸術家は自分の力で育つものだ。

さらに伊賀の文化的発展のためには、夢、ビジョンを持っていたい。こんな町にしたいというエネルギーがいる。そしてその夢を実現させるために、常に外部から評価をもらう。ここで問題なのはよそ者の意見などは聞くものかという態度。これは歴史や伝統のある街に多い。外から来てごちゃごちゃ言うなというのはだめだ。

夢を実現するためには資源があるので、資源を客観的に図る測定が必要。外部評価をもらっているか。つまり、「ビジョン」、「資源獲得の営み」、「外部評価」はアイデンティティ形成の3要素だ。

夢を持つのは若者の心、資源を開発するのはばか者、外から評価するのはよそ者。「若者、ばか者、よそ者」が町を動かすという。それを理解すれば都市文化政策の方向性が見えてくる。

ありがとうございました。

(司会)

中川先生ありがとうございました。お話の中で、暇と体力と金があるひとのためだけの文化行政ではいけないということでした。子どもたちなど弱い立場の人の芸術への投資の大切さの話もありました。いろいろと文化行政の在り方について、お話をいただいたと思います。これを参考にさせていただき、プランの検討を進めていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

質疑応答に移らせていただきます。挙手をお願いします。

(講師)

追加でしゃべりたいことがある。これから文化振興計画を作るにあたって、庁内の各部局、あるいは団体に照会をしていかななくては行けないが、一部には、これは文化交流課の仕事だろうと考える人がいると思う。それは狭い意味での文化行政理解にとどまっている認識だ。そうではなく、かなり広範囲にわたった分野に関連する仕事だと理解いただきたい。

特に学校、福祉施設、医療機関には、これを機会にこういうことを事業導入したいなど、希望をどんどん出してほしい。

学校と連携し、授業でこんなことをしてほしいとか、クラブ活動のサポートをしてほしいとか、そういうことが出てきてもいい。劇場音楽堂だけでなく、演劇系のサポート、美術系統のサポート、工芸、舞踊など、さまざまな分野で連携できる部分があるはず。文学だったら国語の先生の専門分野だと思いきまなくて、文学関係のクラブをサポートできる読書会などの人材がいるかもしれない。都市計画事業を持っているところにもアートを持ち込んで起爆剤とすることもできる。いわゆる「まちづくり」に役立つ文化行政もある。